

(平成19年度～20年度)

GOGOチャレンジショップ支援事業補助金

町内で創業される起業家の方に最高55万円まで助成します。

対象となる方

- (1) 新たに店舗・事務所・事業所を標茶町内に開設し商業、サービス業を営む個人、法人
- (2) 町税等の滞納の無い方
 - * 遊興飲食業、賃金業など業種の形態等によっては補助の対象にならない場合があります。



対象となる経費

次の経費が対象となります。

- (1) 店舗等工事費
- (2) 設備費
- (3) 開業に伴う広告宣伝費
- (4) 備品購入費
- (5) 空き店舗、駐車場等の賃借料（最高6か月分）

* 対象となる経費（賃借料を除く）のうち50%以上は町内の事業所から購入すること。

補助額

対象経費の1／2以内で55万円を限度に補助します。

詳細は、商工観光課商工労働係までお問い合わせ下さい。(TEL 485-2111内線251)